

# 金屋町谷津田川せせらぎ通り景観協定

この協定は、金屋町の谷津田川せせらぎ通り沿道において美しい谷津田川と、歴史・文化・緑ある周辺環境の調和した街並み景観を守り、創り、育てることから、地域環境の向上と活性化へつなぐことを目的としています。

建築物等の新築・増改築・改修のとき

1

## 高さは3階建て10メートルまで

建築物等の高さは、周辺の街並みや那須連峰への眺望に配慮して、地上3階建てまでとし、高さの最高限度を10メートルとしましょう。



3階建て  
10メートル  
まで

2

## 屋根は勾配のあるものに

建築物の屋根は、周辺の街並みとの調和に配慮し、勾配のある屋根としましょう。



切妻

寄棟

3

## 建築できる建物、床面積など

現在の落ち着いた住環境を維持するため、建築することのできる建築物等の用途を定めましょう。

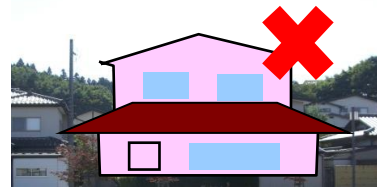
店舗や事務所などは、床面積150㎡を超えるものは建築できません



4

## 屋根や外壁の色彩は

周辺の街並みと水や緑などの自然環境等に配慮し、建築物等の屋根および外壁に使用できる色彩を定めましょう。



塀や看板等の新設・改修のとき

5

## 重量塀よりも生垣等で緑化を

周辺の街並みや防災・防犯に配慮し、ブロック塀や石塀などの重量あるものは避け、生垣等で緑化をしましょう。また、生垣等の高さは1.2メートル以下に維持しましょう。



生垣等で緑化を  
高さは1.2m以下に

6

## 広告・看板は街並みに配慮を

敷地内に広告や看板を設置する場合は、周辺の街並みに配慮した色彩およびデザインとしましょう。



街並みに  
配慮が必  
要です

敷地内の緑化

7

## 通りから見通せるところに緑を

谷津田川せせらぎ通りから見通せる敷地内は、緑化に努めましょう。



緑化に努め  
美しい景観  
形成を